

令和 7 年度第 7 回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会

令和 7 年度化学物質審議会第 3 回安全対策部会

第 259 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

1. 日 時：令和 7 年 1 月 14 日（金）13 時 30 分～14 時 45 分

2. 開催方法：経済産業省内会議室 及び オンライン（ハイブリッド）

3. 出 席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稻見 圭子	小野 敦	正田 卓司
杉山 圭一	豊田 武士	広瀬 明彦
北條 仁	増村 健一（座長代理）	

化学物質審議会安全対策部会委員

石川 百合子	小野 恭子	蒲生 昌志（部会長）
木島 雄平	木村 信忠	栗栖 太
須方 睦夫	林 真実	村田 里美
森田 健		

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

石塚 真由美	川嶋 貴治	菅野 純
小池 英子	小山 次朗	白石 寛明（小委員長）
鈴木 規之	山本 裕史	渡部 春奈

事務局

厚生労働省 林化学物質安全対策室長

経済産業省 内野化学物質安全室長

環 境 省 近藤化学物質審査室長 他

4. 議 題：

1. 一般化学物質等のスクリーニング評価について
2. その他

○経産省事務局 定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和7年度化学物質審議会第3回安全対策部会、第259回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第一部】を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告いたします。

本合同審議会は、【第一部】、【第二部】、【第三部】に分けて実施します。今回は、対面及びオンラインのハイブリッド会議形式での開催をさせていただきます。1時30分から2時30分までを【第一部】として、一般化学物質等のスクリーニング評価について、その他の議事を公開にて審議を行います。

【第一部】終了後、休憩を挟みまして2時50分を目処に【第二部】の審議を公開にて、その後、【第三部】の審議を非公開にて行います。

【第一部】は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信しておりますので、御了承をお願いいたします。

○厚労省事務局 本合同審議会を開始する前に、厚生労働省事務局より所属委員の薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。

薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない」と規定しております。

今回、全ての委員の皆様より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、報告させていただきます。

委員の皆様には、会議開催の都度、書面を御提出いただいており、御負担をおかけしておりますが、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

○経産省事務局 経済産業省事務局でございます。安全対策部会に新たに木村委員が指名されましたので、御紹介いたします。木村委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○木村委員 産業技術総合研究所の木村と申します。専門は微生物学、特に化学物質の生分解性を専門しております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○経産省事務局 木村委員、ありがとうございました。

それでは、【第一部】を始めるに当たり、お手元にお配りした資料について確認を行いたいと思います。資料名の読み上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って資料を確認いたします。

資料は、資料1-1、資料1-1別添、資料1-2、資料1-3、資料1-4、資料1-5、参考資料は1から3、4-1、4-2、5、最後に委員名簿でございます。過不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

今回、3省合同の対面及びオンラインのハイブリッド開催としております。スムーズな審議を行うため、議事に先立ち、審議の進行方法等について事務局より御説明させていただきます。

まず、対面にて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言を希望される場合、お手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に部会長から御指名いただきます。部会長から指名されましたら、お近くのマイクをお取りいただき、スイッチをオンにし、御自身が所属する審議会の省名とお名前とを併せ御発言ください。御発言が終わりましたら、マイクをオフにお願いいたします。

続きまして、オンラインにて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言時以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。御意見、御質問をいただく際は、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の省名を御入力ください。部会長から順に発言者を御指名いただきます。なお、チャットが使用できない委員におかれましては、発言前にマイクをオンにして所属する審議会の省名及びお名前をお知らせください。御発言のタイミングが重なるような場合は、部会長から順に発言者を御指名いただきます。会議中、マイクの調子が悪かった場合などは、チャットに御発言内容を御記入いただくようお願いする場合がございます。なお、チャット機能を御利用された場合、入力内容は会議参加者のみに共有され、YouTubeライブ上には公開されません。システムの動作不良などがございましたら、会議の途中でも結構ですので、事前にお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡ください。また、もし事務局のサーバーがダウンするなどのトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡いたしますので、御確認をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。本日の全体の議事進行につきましては、安全対策部会の蒲生部会長にお願いいたします。蒲生部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○蒲生部会長 それでは、これより議事に移らせていただきます。

初めに、本日の会議の【第一部】の公開の是非についてお諮りします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところでございますが、「公開することによ

り公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので、原則公開といたしたいと思います。ただし、営業秘密等に該当する場合は秘匿することを認めることしたいと思います。よろしいでしょうか。

(了承を確認)

それでは、本日の会議は公開といたします。議事録については後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは議題1「一般化学物質等のスクリーニング評価について」に移ります。まず初めに、優先度マトリックスにより優先度「高」となる物質、優先評価化学物質の指定根拠外項目及び専門家の詳細評価によるスクリーニング評価について審議を行います。資料1-1、資料1-2、資料1-3を用いて御審議いただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○経産省事務局 ありがとうございます。経済産業省事務局です。

まず資料1-1に基づきまして御説明させていただきます。「令和7年度スクリーニング評価結果及び今後の対応について（案）」です。化審法におけるスクリーニング評価とは、一般化学物質等について、リスクがないとはいえない化学物質を絞り込んで、優先評価化学物質に相当するかどうかを判定することでございます。「化審法に基づくスクリーニング評価の基本的な考え方」に基づきまして、届出情報等を用いて令和7年度のスクリーニング評価を実施いたしました。

なお、化審法におきましては、一般化学物質とは優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質、新規化学物質以外の化学物質をいい、優先評価化学物質とは、第二種特定化学物質に該当しないことが明らかであるとは認められず、当該化学物質は環境において相当程度残留しているか、その見込みがあると認められる化学物質であって、人の健康や生活環境動植物の生息に被害を生ずるおそれがないと認められないものをいいます。

また、優先評価化学物質の指定をしようとするときは、審議会等で意見を聴くこととされておりますので、今回、御審議いただくこととしております。

続きまして、「1. 評価対象物質及び評価方法」です。令和7年度のスクリーニング評価は、令和5年度実績の製造・輸入数量の届出におきまして、製造・輸入数量の全国合計が10トンを超えた一般化学物質等を対象として行いました。

化学物質につきましては、一般化学物質、公示前の判定済新規化学物質、人健康影響のみが指定根

拠の優先評価化学物質につきましては生態影響の観点での評価、生態影響のみが指定根拠の優先化学物質につきましては人健康影響の観点での評価を行っております。

全国推計排出量及び分解性を加味して付与した暴露クラスが1から4の物質につきまして有害性クラスを付与し、暴露クラスが5、または外の物質につきましては、暴露クラスの付与をもってスクリーニング評価を実施したこととしております。

有害性クラスにつきましては、長期毒性に係る有害性情報につきまして、定められた情報源から情報の収集、また信頼性の確認を行いまして、「化審法におけるスクリーニング評価手法について」に基づいて付与しております。

暴露クラスは、事業者等から届出のあった製造・輸入・出荷数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に、分解性を加味して付与しております。

続きまして、「2. 優先評価化学物質として指定することが適当であるとする物質の選定について」です。物質ごとに付与された有害性クラスと暴露クラスを優先度マトリックスに当てはめまして、それぞれ優先度を求めました。この結果、有害性及び暴露の程度が大きく、優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」または「低」に区分される物質のうち、「スクリーニング評価における専門家による詳細評価と判断基準」に基づきまして、必要性が認められた物質について優先評価化学物質として指定することが適当であると結論づけます。

続きまして、「3. 評価結果」です。評価対象物質につきまして、暴露クラスを付与した結果は表1のとおりとなっております。約7,600程度の物質につきまして評価を行いまして、暴露クラスはこういった物質数となっております。

暴露クラス及び有害性クラスを優先のマトリックスに当てはめた結果、優先度「高」となり、優先評価化学物質として指定することが適当と考えられる一般化学物質は、人健康影響の観点から1物質、生態影響の観点から3物質ございました。

また、指定済みの優先評価化学物質の指定根拠外の観点からも評価を行った結果、人健康影響を優先評価化学物質の指定根拠として追加することが適当と考えられる物質が1物質、生態影響を指定根拠として追加することが適当と考えられる物質はございませんでした。

これらの物質について、資料1-2において御説明させていただきます。

○厚労省事務局 それでは、資料1-2を御覧ください。人健康影響の観点でスクリーニング評価を実施し、優先度を付与した結果、優先度「高」に該当する物質で優先評価化学物質として指定することが適当であるとして選定したのはNo.1とNo.2に掲げる2物質です。このうちNo.2の物質は、

生態影響が根拠となり優先評価化学物質に指定済みの物質で、指定根拠を追加することが適當と考えられる物質です。なお、公示前の新規化学物質につきましては、新規審査における毒性の情報と、今回付与いたしました暴露クラスを用いて優先度を付与した結果、優先度「高」となる物質がないことを御報告申し上げます。

優先度「中」に該当する No. 3 の物質は、専門家の詳細評価から優先評価化学物質として指定することが適當であると考えられる物質ですので、資料 1-3 において御説明いたします。人健康影響については以上でございます。

○環境省事務局 続きまして、生態影響について御説明いたします。試験データを基に PNEC を導出しまして、その有害性クラスから優先度「高」と判断されて、優先評価化学物質として指定することが適當であると考えられる物質が 3 物質ございました。そのほかに、優先度「低」でございますが、専門家の詳細評価により優先相当と考えられる物質が 1 物質。また、信頼性のある試験データがないことから、デフォルト有害性クラスを適用しまして、優先度「高」となり、優先相当と考えられる物質が 1 物質ございました。

続きまして、資料 1-3 の御説明に移りたいと思います。「専門家の詳細評価によるスクリーニング評価結果（案）」でございます。スクリーニング評価では、資料 1-1 に記載のとおり、基本的には優先度マトリックスにおいて優先度「高」となった物質について、優先評価化学物質として指定することとしておりますが、それに加えて、優先度「中」または「低」となった物質につきましても、専門家による詳細評価に基づき、必要と認められた物質については優先評価化学物質として指定することとしております。本資料では、優先度「中」「低」の物質について、専門家の詳細評価に基づくスクリーニング評価により、優先評価化学物質として指定することが適當であると考えられる物質を選定いたしました。

「1. 評価方法」ですが、四角の枠内にございます 5 つの観点で評価を行っております。その結果、②環境中濃度による詳細評価において、生態の観点から 1 物質、④人健康影響に係る有害性の観点から 1 物質、優先評価化学物質として指定することが適當と考えられる物質がございました。こちらの③につきましては別添のほうで御説明してまいります。

別添 1 を御覧ください。3 ページになります。まずは PRTR 排出量による暴露クラスの見直しでございます。優先のマトリックスが「中」「低」の物質のうち、物質範囲が、PRTR の政令物質と化審法の届出対象とで同じものについて、PRTR 排出量を用いて暴露クラスを付与しまして、化審法クラスと比較し、PRTR の暴露クラスのほうが、より排出量の多い暴露クラスとなる物質を抽出いたしました。

なお、PRTR 排出量は、PRTR 届出排出量に加え、届出外排出量も合算して暴露クラスを求めております。

今回使用しましたデータは、化審法、PRTR とともに令和 5 年度の情報を基にクラスを算出しております。

暴露クラスの見直しの結果ですが、暴露クラスが化審法届出情報に基づく暴露クラスを上回った物質につきまして、表 3 から 6 にお示ししております。表を御覧いただきますと、表 1 と 2 が人健康影響に関する暴露クラスでございまして、表 1 が一般化学物質にあるもの、表 2 が優先評価化学物質の人健康が指定根拠でないもの、表 3 が、該当物質はございませんが、一般化学物質の生態影響、表 4 が優先評価化学物質の生態影響という順番になっております。こちらを御覧いただきますと、左側に化審法クラス、右側に PRTR のクラスが記載してございまして、こちらの表は、化審法クラスより暴露量が多いものについて記載してございますが、そのうち優先度が変わったものを見ますと、この黄色でお示ししているものが化審法と優先度が変わっているものでございますが、いずれも「中」という暴露クラスになっておりまして、優先度「高」となる物質はございませんでした。

続きまして、次のページに行きまして別添 2 「環境中濃度による詳細評価」の御説明をいたします。化審法の優先度「中」「低」に区分された物質のうち、環境調査が行われた物質につきましては、その結果から得られる環境中濃度とスクリーニング評価における有害性評価値を用いて詳細評価を行うこととなっております。その環境中濃度から、人健康の場合は HQ 1 以上、生態については PEC/PNEC 比 1 以上である物質が優先評価化学物質に指定すべきか否かのエキスパートジャッジの対象となりますので、抽出いたしました。活用したデータは、2019 年から 2023 年度の 5 年間の、環境省におけるモニタリング調査結果でございます。

この結果、人健康のほうで HQ が 1 以上となる物質はございませんでした。生態影響のほうにつきましては、PEC/PNEC 比が 1 以上になった物質が 1 物質ございました。それが、7 ページの表 6 に記載してございますヘキサン-1,6-ジイルジアミンというもので、PEC/PNEC 比が 3.1 となっております。こちらの物質につきまして、次のページにもう少し情報を参考としておつけしております。

8 ページ、環境中濃度と PNEC 超過地点というところを御覧いただければと思います。こちらの物質は黒本調査において水質・大気のモニタリングがなされておりまして、水質モニタリングの結果を表 7 と表 8 に記載しております。2016 年と 2023 年に調査が行われております。2023 年度において黒本調査が行われた際に、PEC/PNEC 比が 1 以上となる地点が 1 地点検出されているという状況です。このときの 30 地点の状況が表 8 にございますとおりです。一番下の地点が、今回、比が 3.14 となっ

た地点でございます。御参考に、表9に大気の結果も記載してございます。

環境中濃度による詳細評価の御説明は以上になります。

○厚労省事務局 続きまして、別添3を御覧ください。今回収集した情報からは、参考資料3の優先評価化学物質に選定する際の判断基準のうち、「2. 人の健康に係る選定の判定基準」のうち、(イ)有害性評価値が非常に低い物質について、1物質の該当がございましたので、概要について説明いたします。

(イ)に該当する1物質については、ラットの1年間吸入毒性試験(微粒子)において、4.5mg/m³で見られた肺のクリアランス障害及び慢性間質性炎症に基づいて導出された RfC0.0002mg/m³を、体重50kg、1日呼吸量20m³/dayとして算出した0.00008mg/kg/dayを有害性評価値としております。本物質は燃焼や焼却により微粒子として大気中に排出され、人に暴露されることが想定されるため、この吸入試験に基づくRfCを採用することは妥当と判断いたしました。したがいまして、この物質の有害性クラスと、今年度付与した暴露クラスを用いて優先度判定を行ったところ、優先度「中」ではございますが、事務局といたしましては優先評価化学物質に選定すべきと考えております。

人健康影響については以上でございます。

○環境省事務局 以上、御説明しました結果から、資料1-3に戻りますが、こちらでお示しておりますとおり、専門家の詳細評価によるスクリーニング評価からは、2物質が優先評価化学物質に指定することが適当であると考えられました。

御説明は以上になります。

○蒲生部会長 ありがとうございました。

それでは、事務局の説明について御質問、御意見等ございますでしょうか。木島委員、お願いします。

○木島委員 経産委員の木島です。

御説明ありがとうございました。資料1-3のところで御質問があります。1枚目の一番最後のところです。「環境中濃度による詳細評価」の部分で、「生態影響の観点からPNEC超過地点が見られ、優先評価化学物質として指定することが適当と考えられた」というところ。こちらは、恐らくエキスパートジャッジがされているように思うのですけれども、具体的にどういうエキスパートジャッジが行われたかというのがあれば教えていただきたいです。

その理由としましては、参考資料の3のところです。PEC/PNEC比が1を超えるかどうかというの1つの要素というところで、P6の四角のところを見てみると、基本的にはPEC/PNEC比が1を超

えたときはエキスパートジャッジにかけるというところがあると思うのです。例えば、P 9 の 180 行目、「PEC/PNEC 比が 1 以上であっても、以下の場合については特に慎重に判断を行う」などで、「最大濃度がほかの調査結果と比較して大きく異なる値を示している場合など」という記載もございまして、実際に資料 1 - 3 の 8 ページの表 8 を見ますと、超えている地点というものが 1 地点で、ほかの濃度と比べると、1 つだけ飛び抜けて高いような状況かと思われます。もともと、二特の指定根拠となるのは全国広範での汚染であるということなどを考えたときに、この値だけを見ると、この地点に特異的な値なのかなとも思いつつ、そうはいっても、PEC/PNEC 比が 1 を超えた以上、優先としてしっかりと見ていきましょうというのであれば、その通りかと思いますので、もし解釈をされていれば伺いたくて、冒頭のエキスパートジャッジとして、どのようなジャッジがあったのかという質問をさせていただきました。よろしくお願いします。

○蒲生部会長 ありがとうございます。事務局、お答えいただければ。

○環境省事務局 御質問いただきありがとうございます。おっしゃるとおり、エキスパートジャッジには PEC/PNEC 比が 1 以上となる物質が対象という基準となっておりますので、今回、この 1 物質を候補として選定しております、その判断が妥当かどうかというところを御意見いただきたいところでございます。

まず、この地点だけがかなり高い濃度ではないかという御指摘なのですけれども、この結果は黒本調査で実施しているものでございまして、当該地域の公共用水域の代表地点として測っているデータとして信頼性は担保できるデータであるということは確認しております。その上で、1 地点がほかの地点と比較して高濃度ということでございますが、今回、30 点中 1 点で懸念地点があるという状況ですので、日本のいろいろなところで測ってみると、ほかにもモニタリングを実施していない地点で懸念地点がある可能性というのは示唆されているのかなと考えておりますため、詳細な暴露評価をする必要があると考えております。また、広範性というところで、二特としては相当広範なというところが定義にはなっているのですけれども、優先評価化学物質に指定するというところで、今回の基準としましては詳細資料にも記載しておりますとおり、例えば 5 ページ目とかを御覧いただきますと、110~111 行目、「リスクがないとは言えない物質を優先評価化学物質に指定する必要がある」ということですので、必ずしもこの時点で広範な地域でのリスク懸念ということを理由に優先評価化学物質に指定するかどうかを判断しているということではないと考えております。

以上です。

○木島委員 御説明ありがとうございました。最後に言及いただいた部分、全国広範かどうかは二

特の判断根拠になる部分であり、スクリーニングでは別のところということで認識をしております。実際のところ、PEC/PNEC が 1 を超えたらもう優先だというところが基本路線なのかなと思っておりますが、その上で、今回の場合、エキスパートジャッジがあったかどうかというところでお伺いした次第になります。御説明としては頂いた内容で承知しました。ありがとうございます。

○蒲生部会長 ありがとうございます。ほかに、委員からのコメント、御質問、御意見をお願いいたします。森田委員、お願いします。

○森田委員 経産省委員の森田です。

検出限界値が 2016 年の場合、4.3ng/L で、2023 年の場合は 6.4 ng/L と数値が上がっているのですけれども、それには何か理由があるのでしょうか。一般的な考え方として、分析精度が通常は上がるという印象を持っているのですけれども、この場合は限界値が上がってしまっているというのは、何か理由があれば教えてください。特段分からなければ構いません。

○蒲生部会長 事務局、お願いいたします。

○環境省事務局 御質問ありがとうございます。調査を請負っている事業者によって、多少検出下限値というのが変わってくるという可能性がございますが、具体的にこの物質に対してそれが理由かということは確認できておりません。申し訳ありません。

○森田委員 分かりました。ありがとうございます。

○蒲生部会長 ありがとうございます。ほかに。小野委員、お願いします。

○小野委員 経産委員の小野です。

今の同じヘキサン-1,6-ジイルジアミンのところなのですけれども、本質的な質問というわけではないのですが、資料の見にくさという意味で、PEC の濃度単位が mg/L であるのに対して、測定値の濃度単位が ng/L という、2つ単位を飛び越しているというのが微妙に見にくいかなと思います。とっさに割り算をして、この手続の妥当性を皆さん判断されると思うので、この辺はそろえるほうが親切かなと思います。御参考になれば幸いです。

○蒲生部会長 ありがとうございます。この点、次回からの資料の作成の際、御配慮いただければと思います。ほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、御意見、御質問、これ以上ないようですので、内容としましては事務局から御説明いただいたとおりの対応ということにいたしたいと思います。

続きまして、優先評価化学物質の指定が取り消された物質のスクリーニング評価の審議に移ります。資料 1-4 を用いて御審議いただきます。事務局から御説明お願いいたします。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。

資料 1－4 に基づきまして御説明させていただきます。「優先評価化学物質指定の取消しがなされた物質のスクリーニング評価結果（案）」です。

「1. 背景及び目的」ですけれども、リスク評価の結果、環境の汚染により人の健康に係る被害や生活環境動植物の生息等に係る被害のいずれも生ずるおそれがないと認めるに至り、優先評価化学物質の指定が取り消された物質につきまして、以下、指定取消物質と呼ばせていただきますが、これは再び一般化学物質としてスクリーニング評価の対象となります。スクリーニング評価は、有害性クラスの付与に關しましてはリスク評価段階、あるいは優先指定の取消以降において、更新・精査された有害性評価結果を利用して、ほかの一般の化学物質と同様にスクリーニング評価を実施いたします。その結果、優先度が「高」となった物質のうち、リスク評価を実施した結果、第二種特定化学物質非該当であるとして優先評価化学物質の指定が取り消された物質につきましては、スクリーニング評価実施年度の化審法の届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータなどに基づきまして、個別に詳細な評価を行い、指定取消時からの変化を確認した上で、優先評価化学物質に再度指定すべきかどうかということについて判断いたします。

今回の評価対象物質です。令和 6 年 3 月 31 日以前に優先評価化学物質の指定が取り消された物質のうち、令和 5 年度の製造・輸入数量の実績で全国合計が 10 トン超であった 35 物質を対象といたしました。

○厚労省事務局 続きまして、「3. 有害性クラスの見直し」について御説明いたします。優先評価化学物質の指定後のリスク評価段階、あるいは優先指定の取消以降におきまして、更新・精査された有害性評価結果がある物質につきましては、それらの評価結果を反映させ、有害性クラスの見直しを行っております。令和元年度において、優先評価化学物質の通し番号 7 番、12 番、13 番、20 番の 4 物質の有害性クラスを見直し、合同審議会において御審議いただきました。4 物質につきましては、いずれもリスク評価のⅡが行われた結果、最も感受性の高い指標となる有害性が発がん性でありまして、該当する有害性評価値を用いたリスク推計の結果、優先評価化学物質の指定が取り消された物質になります。指定を取り消した以降は、年度ごとに更新される化審法届出情報、PRTR 排出量、環境モニタリングデータと共に再評価しており、4 物質のうち、今回優先度「高」となった優先評価化学物質の通し番号 7 番、13 番、20 番の 3 物質の再評価結果につきましては 5 ページ以降の別紙 2 にまとめております。

以上でございます。

○経産省事務局 続きまして、「4. 暴露クラス」です。令和5年度の製造・輸入・出荷数量及び用途分類並びにスクリーニング評価用の排出係数から推計される全国合計排出量に分解性を加味して付与を行いました。

「5. スクリーニング評価結果」です。対象物質につきまして、有害性クラスと暴露クラスを付与し、優先度付与を行いました。その結果、人健康影響に関しましては4物質が優先度「高」、生態影響に関しましては1物質が優先度「高」となりました。そちらは別紙1に物質をまとめてございます。3ページ目、こちらの4物質となっております。

2ページ目に戻りまして、優先度「高」となった4物質につきましては、リスク評価の際に示された今後の対応に基づきまして、指定取消物質ごとに詳細な暴露評価を行った結果、指定取消時と比較して大きな変化はなかったことから、いずれの物質も優先評価化学物質と指定することは適当ではないと考えております。物質ごとの詳細評価結果は別紙2にございます。

5ページを御覧ください。例えばジクロロメタンですけれども、こちらの物質につきましては、平成28年度のリスク評価の結果、広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないことから、優先評価化学物質の指定の取消しが行われております。今後の対応としましては、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握する、及び化学物質管理・大気汚染及び水質汚濁等に関する他法令に基づく取組を引き続き推進していくとともに、PRTR排出量、環境モニタリングデータ等を注視していくとされております。

この今後の対応としてまとめられた内容を踏まえまして、今回、以下のとおり検討を行いました。化審法の届出情報、PRTR排出量、環境モニタリングデータの3点につきまして、以下の観点で確認を行いました。

化審法の届出情報につきましては、リスク評価時と比較しまして、排出量の増加を伴うような新たな非点源の用途分類の届出があるか。また、暴露クラスが上がっていないか。PRTR排出量につきましては、PRTRの届出排出量から算出する人の摂取量推計値と有害性評価値を比較して、リスク懸念地点はないか。リスク懸念地点がある場合は、広範な地域での環境の汚染により、人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるかどうか。環境モニタリングデータに関しましては、モニタリングデータと有害性評価値を比較して、リスク懸念地点がないか。

次のページに移りまして、その結果ですけれども、化審法の届出情報からは、新たな非点源用途での届出はなく、また暴露クラスにつきましても、いずれも2となり、変化はございませんでした。PRTR排出量につきましては、PRTR届出情報を用いた結果、リスク懸念地点が1地点ございましたけ

れども、環境モニタリングデータを用いた結果では、リスク懸念地点はないという結果となりました。これらの情報から、広範な地域での環境の汚染により人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとまでは言い切れず、またその状況に至る見込みがあるとも言えないために、今回はジクロロメタンを再び優先評価化学物質として指定することは適當ではないと判断しております。

7ページ目からは、その詳細な情報を載せております。

9ページ以降は、それぞれの物質について、同様に詳細の評価を行った結果を載せております。

2ページ目に戻ります。今回、評価を行いました4物質につきましては、いずれも優先評価化学物質として指定することは適當でないという結論となりましたので、今後も一般化学物質として、来年度もスクリーニング評価を行っていきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○蒲生部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明に対しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。広瀬委員、お願いします。

○広瀬委員 御説明ありがとうございました。再評価ということで、多分有害性情報が変わらないということだと思うのですけれども、暴露評価については、恐らくですが、見る限り生産量は下がっているので、だから暴露も見て、優先かどうかを判断したということになるのだと思うので、その点は加えたほうがいいのかなと思いました。

○蒲生部会長 ありがとうございます。事務局から。

○経産省事務局 御指摘ありがとうございます。製造量が減ったことによりまして、結果的に排出量も減っていると考えられます。

○広瀬委員 暴露評価を加味して推計したか、評価したかという記述があったほうがいいのかなと。必要ないですか。

○蒲生部会長 事務局、いかがでしょう。

○経産省事務局 暴露評価に関しましては、製造・輸入数量と、あと出荷の用途のほうでスクリーニング評価用の排出係数がございますので、そちらと掛け合わせて推計排出量を出しまして、暴露クラスを付与しております。そちらの方を、暴露の評価としては用いております。

○広瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

○蒲生部会長 ほか、いかがでしょうか。鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 ありがとうございます。1つだけ数字ですが、6ページのジクロロメタンのところで、

「PRTR 情報に基づくリスク推計リスク懸念地点」として、「0」が「1」になっているのです。排出量自体は下がっているのだけれども、何かしらの変化があったのですか。

○蒲生部会長 事務局、お願いいたします。

○経産省事務局 全体的な排出量は減っておりますけれども、PRTR 情報は個別事業者からの排出量となっておりますので、1 地点で排出量の多い地点があったということかと思います。

○鈴木委員 おっしゃるとおり、全体には排出量が下がっているので、全体の傾向を変えるものではないような気がしましたが、一応チェックしたほうがいいかなと思ったので発言しただけです。

○蒲生部会長 ありがとうございます。菅野委員、お願いします。

○菅野委員 今の件の確認ですけれども、製造のベースが下がれば、計算上は、それだけで超える地点は減る傾向にあるわけですね。この計算方法はそのようにされたのでしょうか。

○鈴木委員 どこかで排出量が微妙に変わったところはあるのかもしれないけれども、全体では変わっていないと、そういうことなのではないかと想像します。

○菅野委員 広瀬先生の問いかわせて確認なのですが、システム上は、本来、総量が減れば、計算上は超える地点もより少なくなるように計算されるわけですよね。PRTR はそうでもない？ 影響されないのでしょう。

○経産省事務局 はい。

○菅野委員 単に暴露源があるかないかに依存してしまうと。そうすると、今回はたまたま1か所、何らかの理由で増えたところがあったようだということを示しているわけですね。それに対して鈴木先生は何か情報源はありますかというようなことを問われたのかなと思ったのですが、何か特別な理由があったのか。あの会社があったのか、指導が行っているのかとか、そこら辺はどうなのでしょうか。

○経産省事務局 個社の情報ですので、具体的な言及は控えさせていただきますけれども、事務局としては地点ですとか排出量につきましては把握をしているところでございます。

○蒲生部会長 今の点、よろしいでしょうか。

○菅野委員 フィードバックは、原因となったところに行っていると考えてよろしいわけですか。

○経産省事務局 はい。

○蒲生部会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

よろしいようでしたら、結論としては、事務局から御説明いただいたとおりの内容ということでまいりたいと思います。

続きまして、デフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質のスクリーニング評価結果の審議に移ります。資料1－5を用いて審議いただきます。事務局から説明お願いします。

○環境省事務局 資料1－5について御説明いたします。こちらの資料ですが、事業者により提供された情報を用いておりまして、物質の組成に関する機微な情報については非公開とさせていただいております。物質の組成に関する情報を記載した資料については、産業界及び消費者団体に御所属の委員の皆様以外の机上配付とさせていただいております。審議におきましては、委員限り資料のグレーマーカー箇所に関連する御発言につきましてはお控えいただきますようお願いいたします。

それでは、資料について御説明させていただきます。「デフォルトの有害性クラス適用物質のスクリーニング評価結果（案）」です。有害性情報を入手することができなかった一般化学物質につきましては、有害性情報の提供依頼等を行いまして、信頼性の高い有害性情報の提供等がない場合には、デフォルトの有害性クラス（生態影響の場合には有害性クラス1）を適用してスクリーニング評価を行いまして、優先評価化学物質の判定の審議に諮ることとしております。令和4年度のスクリーニング評価におけるデフォルト適用候補物質につきまして、令和4年度にホームページ等から一定期間を設けて、有害性情報の提供依頼等を行いました。

その結果、CAS:5413から始まります、こちら——評価対象物質と呼びます——について、評価対象物質を含む混合物について試験実施の申し出があったため、令和4年度のデフォルト有害性クラスの適用を保留としておりました。その後、有害性情報の提供がありましたので、スクリーニング評価を行いました。

スクリーニング評価の結果でございますが、まず提供のあった有害性情報につきましては、被験物質が評価対象物質とその異性体等の混合物ということでございまして、こちらについて信頼性評価を行いました。その結果、以下の2点により、評価対象物質の有害性情報としては採用できないとなつております。

1つ目が、被験物質に対する評価対象物質の割合が低かったこと。2つ目が、提供情報からは、被験物質と評価対象物質の有害性の同一性についての情報がなく、有害性が同等と扱ってよいか判断できなかったという理由からでございます。

以上のことから、評価対象物質は生態影響に係るデフォルトの有害性クラス1を適用することとしまして、その有害性クラスを用いてスクリーニング評価を行った結果が表2にございますが、優先度「高」となりまして、優先評価化学物質として指定することが適當と考えられました。

御説明は以上でございます。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明に対しまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。小山委員、お願ひします。

○小山委員 ありがとうございます。今の説明の中で、評価対象物質とその異性体、両方含んでい るということでしょうか。

○蒲生部会長 事務局、お願ひいたします。

○環境省事務局 御質問ありがとうございます。被験物質には、評価対象物質と異性体両方を含んでおりますが、表2にお示ししているものは反対の異性体を含んでいない、1つの異性体としてお示ししております。

○小山委員 これは聞いていいかどうか分からぬのですけれども、それでは、何で異性体を含んだもので事業者は有害性情報を出してきたのですか。多分、想像するに、製造の現場では、もしかして製品の中に評価対象物質と異性体がどうしてもできてしまうのではないかと。とすれば、それを分けて評価できるのでしょうか。

○蒲生部会長 事務局、お願ひいたします。あるいはこの点、もしほかの委員で御意見のある方がおられればお願ひします。どうぞ。

○白石委員長 これはデフォルトクラス適用物質で毒性データがないかどうかということを事業者に問い合わせてやつていただけたわけですよね。それを使えないというのは少し、私としても残念な気がするのですけれども、今、小山委員から質問のあった、事業者側の事情というか、このデータを出したいというところの経緯が分かればいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。

こちらに関しましては、事業者のほうから、今回のデフォルト適用候補物質と異性体等の混合物に 関して試験を実施するので、もともと混合物であるのですが、今回のデフォルトの情報として必要か どうかというような問合せがありまして、事務局内で確認をしたところ、混合物であっても活用でき るかどうか確認をしたいということでしたので、受理をしたというところになっております。

○白石委員長 だから、もともと混合物のものが市場に回っているということですか。

○経産省事務局 すみません、そこまでの情報は把握しておらず、事業者として、このデフォルト 適用候補物質単体の結果ではないのだが、試験としては実施をする予定であるというようなお話をい ただきまして、という趣旨でございます。

○白石委員長 そこが確認いただけるといいかなと思うのですけれども。

○蒲生部会長 ありがとうございます。須方委員、お願いします。

○須方委員 日化協 須方です。

今、小山委員からコメントがありました点と関連した件を1点、それから別の観点を1点、それぞれコメントをさせていただければと思います。

まずこのところで「被験物質と評価対象物質の有害性の同一性」と書かれているのですけれども、例えば、一般に異性体などの場合には、その異性体の環境挙動も含めた安定性ですとか、あるいは有害性の程度の違いによっては、混合物のほうがより安全サイドに立った評価ができるような場合というのもあると思うので、そういうことを考えると、被験物質と評価対象物質の毒性の同一性という表現が単に両者の毒性が同等であるというようなことを意図した表現であれば、誤解を招くような表現なのかなと思います。例えばこここの部分については、被験物質なり評価対象物質の生態影響の有害性を評価できると判断できる科学的かつ合理的な情報、あるいは根拠が認められなかつたと記載いただいたほうがより正確性が増すのかなというのが1点です。

それからもう1点は、今申し上げましたように、異性体によっては安定性ですとか、環境挙動を考えたときに、評価対象物質よりも混合物で評価したほうがより妥当であると考えられるような場合もあろうかと思います。今回のケースはそのような場合ではなかつたという理解でいいのでしょうか。

以上です。

○蒲生部会長 ありがとうございます。須方委員からのコメントに対して、事務局、お願いいたします。

○環境省事務局 御意見いただきましてありがとうございます。記載ぶりにつきましては、今後、よりよい表現にしていきたいと思います。御指摘ありがとうございます。

それから、混合物のほうが安全サイドに立っているということにつきまして、そういった情報も提供していただいていなかつたことから、この信頼性評価においては、そこら辺をどのように考えてよいかというところが判断できませんでしたので、今回、この評価対象物質のデータとしては採用できないという判断となっております。

○須方委員 後者のほうは情報がないと理解しました。前者のほうは、今後の参考ということではなくて、私が申し上げたのは、現在のこの表現では適當ではないのではないかという質問です。すなわち、異性体と、異性体の混合物を被験物質として評価をする2つのケースの有害性が同じ程度であるということを判断するのではなくて、評価対象物質の安全性を十分に評価できる科学的かつ合理的な情報が混合物を被験物質とした評価結果からは得られなかつたという理解ではないのでしょうか

か。異性体と、異性体の混合物を被験物質として評価をする場合において、その2つが同じ程度であるということを評価する必要は必ずしもないと思うのです。

○蒲生部会長 事務局、いかがでしょう。

○環境省事務局 ありがとうございます。御指摘のとおりだと思いますので、そちらの表現ぶりに変えていきたいと思います。

○蒲生部会長 須方委員、今の事務局からの回答でよろしかったでしょうか。

○須方委員 はい、結構です。ありがとうございます。

○蒲生部会長 では、菅野委員、お願いします。

○菅野委員 そもそも論になって申し訳ないのだけれども、化審法で、たまに何々と何々の反応生成物というものが出てきて、化学式もこんなものだろうというのがだーっと出てくるのが審査に回ってきたことがあったような気がするのですが、これはそれと似たような状況なのですか。それとも毎回製品の比率が違うのですか。2種類しか入っていないけれども、毎回製品を作つてみると、異性体の比率が一定しないからというお話なのですか。

そのような流れの物質だという理解でよろしいのかという、そういう質問になるのですけれども。

○環境省事務局 御指摘ありがとうございます。環境省としましては、製造実態などは把握しておりません。

○白石委員長 私の理解では、これはスクリーニング評価単位がもう既に定められていて、この表1に書かれている物質が評価単位として設定されているのです。毒性評価は、これを評価単位としてしなければいけないので、この混合物のデータをもらっても評価できなかつたという結論にせざるを得なかつたというような理解でいます。なので、今、実態がどうなのかというお話もありますが、評価単位を、優先評価単位の評価化学物質になった段階で見直すとか、いろいろな経緯が今後あるのではないかと思うのですけれども、そういったものに類するのかなというような印象であります。

実態はこの物質、見れば分かるように非常に簡単な物質で、五員環と五員環がくつついたようなもので、異性体は、見ればいっぱいありますけれども、このOの位置が違うだけのものができるはずなので、そういった意味では簡単な物質なので、何とかと何とかの反応物というような定義ではなくて、これとこの物質みたいな形にならうかと思います。

以上です。

○蒲生部会長 広瀬委員、お願いします。

○広瀬委員 多分、評価単位がそうなつてているということは、評価単位を修正する必要がある物質

なのではないですか。評価単位が現実に合っていないので、評価単位を修正すべき——すべきかどうかも、もちろん事業者に問い合わせてからの話になりますけれども、今回はできなかつたという判定だけで、それはそれでいいと思いますが、この物質については、もしかしたら評価単位を修正する必要があるのかなと思いました。

○蒲生部会長 ありがとうございます。この点について事務局からあればお願ひします。

○環境省事務局 御指摘ありがとうございます。改めて製造実態を踏まえた、適切な評価単位というのを考えていきたいと思っております。

○蒲生部会長 ありがとうございます。小山委員、お願ひします。

○小山委員 もう一つだけ伺います。これは、生態毒性の試験をやったのですか。やったデータがあるのですかということです。もしあるのだとすれば、せっかく評価単位の見直しをするのであれば、それが使えるかどうかというのも含めて考えていただきたいということです。

○蒲生部会長 今の点、事務局、いかがでしょう。

○環境省事務局 御指摘ありがとうございます。見直した評価単位において、このデータが活用できるかどうかを検討するということで、そのようにしたいと思います。ありがとうございます。

○蒲生部会長 ありがとうございます。この点についてはよろしいでしょうか。今後の検討のところが出てきた部分はありますけれども、今回の評価に関しては事務局としての判断ということで、書きぶりの部分はあるとしても、よいのではないかというような御意見に收れんしてきているかなと感じているのですが、そういうことによろしいですか。

そうしましたら、今の点に関しては、今申し上げたような形にしたいと思います。

ほかの点で御意見のある方はおられますか。

——特に、ほかにないようでしたら、今年度のスクリーニング評価結果について、事務局からまとめになるのですかね、御説明をお願いします。

○経産省事務局 ありがとうございます。では、資料1-1に戻って御説明させていただきます。

資料1-1の3ページ目、表の下から御説明いたします。今回のスクリーニング評価の結果、優先度が「高」となって、優先評価化学物質として指定することが適當と考えられる物質が、人健康影響の観点から1物質、生態影響の観点から3物質。指定済みの優先評価化学物質につきましては、指定根拠外の観点からも評価を行った結果、人健康影響を優先評価化学物質の指定根拠として追加することが適當と考えられる物質が1物質ございました。また、優先度「中」または「低」の区分から、専門家による詳細評価を行った結果、人健康影響の観点から1物質、生態影響の観点から1物質が優先

評価化学物質として指定することが適當と考えられました。優先評価化学物質の指定取消しがなされた物質に関しては、いずれも再指定の必要はなく、また、デフォルトの有害性クラスを適用して優先評価化学物質として指定することが適當と考えられる物質が、生態影響の観点から1物質となりました。

全体の物質をまとめたものが、資料1-1別添となっております。こちらに一覧を載せております。

資料1-1に戻りまして、今後の対応です。優先評価化学物質として指定することが適當であるとの結論が得られた物質につきましては、優先評価化学物質に指定しまして、指定された翌年度以降、優先評価化学物質としての製造・輸入数量等の届出対象といたします。優先評価化学物質に指定する際は、その取扱実態を踏まえ、優先評価化学物質の名称及び範囲となるよう別途検討いたします。また、今後も引き続き排出量が多い物質に注力してスクリーニング評価を進めていきたいと考えております。

御説明は以上になります。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

以上のとおり御審議いただきました。優先度「高」の物質、それから専門家の詳細評価によって必要性が認められた物質、それからデフォルトの有害性クラスを適用することで優先度が「高」となる物質について、優先評価化学物質に指定することが適當であるという結論としてよろしいでしょうか。また、優先評価化学物質の指定根拠を追加するということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

——ありがとうございます。

それでは、先ほど御説明いただいた物質について、優先評価化学物質として指定することが適當であると結論づけたいと考えます。

本件の今後の取扱いについて、事務局から御説明をお願いします。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。

資料1-1でも御説明をいたしましたが、優先評価化学物質を指定しようとするときは、化審法第56条第1項第2号に基づき、審議会の意見を聞くものとされております。昨年度1月の審議会の際に、諮問事項の内容について御意見があったこともありますので、改めて御説明をさせていただきます。

経済産業省におきましては化学物質審議会の運営規程において諮問に係る事案を本安全対策部会に付託することができることとなっており、今年度の優先評価化学物質の指定について付託されております。後ほど安全対策部会の皆様には答申について別途御連絡させていただきますので、よろしくお

願いいたします。

○蒲生部会長 今後の取扱いについてはよろしいでしょうか。

では、以上で議題1「一般化学物質等のスクリーニング評価について」を終了します。

議題2「その他」として、事務局から何かございますでしょうか。

○経産省事務局 ありがとうございます。特段ございません。御審議いただきまして、ありがとうございました。

2点、事務連絡をさせていただきます。3省合同審議会【第二部】の審議につきましては、【第一部】が少し延びましたので、開始の時間を変更させていただきまして、休憩を20分挟みまして、3時5分から開始したいと思いますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。【第二部】委員の皆様には、開始時間の3時5分までにお席にお戻りいただきますようお願ひいたします。なお、【第二部】も公開の審議となりますので、【第一部】とは異なるURLにてYouTubeライブの配信を行います。

事務連絡は以上です。

○蒲生部会長 以上をもちまして、3省合同審議会の【第一部】を終了いたします。ありがとうございました。

——了——